

## ○天草市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業補助金交付要領

(平成29年4月24日建築課長決裁)

(平成30年6月8日建築課長決裁)

(令和2年4月1日建築課長決裁)

(令和4年4月1日建築課長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、緊急輸送道路沿道の建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、天草市建築物耐震改修促進計画及び社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年国官会第2317号。以下「国の要綱」という。)に基づき、天草市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業を行う者に対する補助金の交付に関して、天草市補助金等交付規則(平成18年天草市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 本要領に基づき補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。ただし、天草市の市税を滞納していないものとする。
- (3) 緊急輸送道路 天草市建築物耐震改修促進計画に位置付けた緊急輸送道路をいう。
- (4) 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

ア 一般財団法人日本建築防災協会出版「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」・「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」・「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に掲げる第二次診断法

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年度国土交通省告示第184号)の規定に基づく耐震診断法

- (5) 第三者機関の評価 熊本県建築住宅センター等の耐震評価機関等が耐震診断の内容を審査し、評価又は判定することをいう。
- (6) 設計者 耐震診断を行う建築士で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する耐震診断講習会の修了証の交付を受けた耐震診断士

イ 上記アに該当する者のほか、市長が認めた者

(補助対象建築物)

第3条 補助対象建築物は、昭和56年5月31日以前に着工した天草市内に存する建築物のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第14条各号に掲げるもの
- (2) 建築物の敷地が緊急輸送道路に接するもの

(3) 耐震診断に関し、他の補助金等の交付を受けていないもの

(4) 戸建木造住宅以外のもの

2 前項の規定にかかわらず、地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして市長が認める建築物は、補助対象とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、建築物の所有者（区分所有の建築物にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条又は第65条に規定する団体）又は所有者と同等と市長が認める者で、本市の市税を滞納していないものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震診断、第三者機関の評価及び設計図書の復元等の経費とし、次に掲げる国の要綱に定める額を限度とし、かつ、補助対象建築物1棟当たり94.2万円を限度とする。

(1) 次のアからウに掲げる区分で算出した額

ア 面積1,000㎡以内の部分 3,600円/㎡以内

イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,540円/㎡以内

ウ 面積2,000㎡を超える部分 1,030円/㎡以内

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費の3分の2以内の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、申請に基づき予算の範囲内でこれを決定する。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断の実施に関する契約を締結する前に、補助金交付申請書に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 補助対象事業実施計画書（様式第2号）

(2) 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類（住民票・運転免許証など）の写し

(3) 補助事業に係る経費の内訳が分かる書類（見積書等）

(4) 建築物の所有者が分かる書類の写し（登記事項証明書又は固定資産証明書）

(5) 市税等納付状況調査同意書（様式第3号）

(6) 補助対象建築物に共有者がいる場合は、補助事業の実施に係る同意書（様式第4号）

(7) 建築確認済証の写し又は当該建築物の建築年月日が分かるもの

(8) 現況の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び延べ面積の計算書

(9) 現況写真（外観写真2方向以上）

(10) 業務工程表

(11) 交付決定以降の手続きを別の者に委任する場合は、委任状（様式第20号）

(12) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、第7条の規定により補助金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。この場合において市長は、必要な条件を付することができる。

(契約締結及び耐震診断の実施等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、耐震診断の実施に関する契約を締結し、耐震診断に着手するものとする。

(変更申請)

第10条 補助事業者は、第8条の規定による通知を受けた後、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書（様式第6号）に変更の内容のわかる書類を添えて市長に提出し、市長の承認を得るものとする。

2 市長は、提出された前項の申請書の内容を審査し、その結果を補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）届（様式第8号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による中止の届出があった場合において、補助事業が適切に遂行されず完了が困難と認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

3 市長は、第1項の規定による廃止の届出があった場合において、補助事業を完了することができないと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(完了期日の変更)

第12条 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想されるときは、速やかに完了期日変更報告書（様式第9号）により市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(補助事業の遂行)

第13条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を遂行するものとする。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し市長の要請があったときは、速やかに市長に報告するものとする。

(遂行命令)

第15条 市長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずることができる。

(完了実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書(様式第10号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 耐震評価書の写し(第三者機関の評価を行った場合)
- (3) 耐震診断実施証明書(様式第15号)
- (4) 耐震診断に係る契約書の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合においては、その内容を確認し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第18条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の規定による補助金額確定通知を受けた後に、補助金交付請求書(様式第12号)に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 実施した事業に係る申請者宛ての請求書の写し
- (2) 補助対象事業に係る領収書の写し

2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第17条の補助金の額の確定通知を行った後においてもまた同様とする。

- (1) 虚偽その他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、第11条第2項若しくは第3項又は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書(様式第14号)により期限を定めてその返還を命ずることができる。

(関係書類の管理等)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

2 補助事業者は、市長が必要と認め指示するときは、前項の書類を提示するものとする。

(完了後の報告等)

第22条 市長は、補助事業完了後において、補助事業の目的を達成するため必要があるときは、補助事業に係る建築物について調査し、又は補助事業者に対して報告を求めることができる。

(代理受領)

第23条 申請者は、代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、第7条の規定による補助金交付申請書又は第16条の規定による完了実績報告書を市長に提出する際に、代理受領委任状(様式第16号)を市長に提出するものとする。

(代理受領の変更)

第24条 申請者は、代理受領の内容を変更するときは、速やかに代理受領変更届(様式第17号)を市長に提出するものとする。

2 申請者は、代理受領を中止しようとするときは、速やかに代理受領中止届(様式第18号)を市長に提出するものとする。

(規定の準用)

第25条 第23条の申請があった場合、次に掲げる事項については、第18条から第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「補助事業者」とあるのは「代理受領者」と読み替え、「補助金交付請求書」とあるのは「代理受領補助金請求書(様式第19号)」と読み替える。

- (1) 補助金の請求及び交付
- (2) 補助金の取消し
- (3) 補助金の返還

2 前項の規定により提出する代理受領補助金請求書には、次に掲げる書類を添えること。

- (1) 実施した事業に係る申請者宛ての請求書
- (2) 実施した事業の費用から補助金額を差し引いた額の領収書の写し

(補則)

第26条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成29年4月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成30年6月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。